

枚方市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年（2022 年）12 月 27 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	西 田 政 充
同	上 野 尚 子

1. 監査の対象

(1) 対象部課

観光にぎわい部	観光交流課
	商工振興課
	農業振興課
	文化生涯学習課
	文化財課
	スポーツ振興課

(2) 対象事務

令和4年度（2022年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和4年（2022年）9月1日（木）～令和4年（2022年）12月26日（月）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[観光交流課]

○枚方文化観光協会への支援の在り方について

観光交流課では、市の観光資源の開発や活用に向け、枚方文化観光協会に対して補助金及び負担金を交付しているほか、枚方市駅観光拠点整備事業としてひらかた観光ステーションの管理運営等の業務を委託している。

現在、本市では、観光施策を展開して経済活性化につなげていくため、国が進めている観光地域づくり政策に則した取組を進めており、これからの観光施策の新たな担い手となる観光地域づくり法人の設立を目指している。今後、枚方文化観光協会との役割分担を明確にした上で、市・観光地域づくり法人・枚方文化観光協会間の相互連携を十分に図りながら本市の観光施策の一層の推進に取り組むよう要望する。

また、ひらかた観光ステーションに係る委託業務については、施設の移転に伴い業務内容に大きな変更が生じていたにもかかわらず契約の変更手続きが適切な時期に行われていなかった。今後は、適切に事務を執行するよう要望する。

[商工振興課]

○地域活性化支援センターの運営に関する事務について

本市では、地域活性化支援センターを開設し、施設の運営業務を北大阪商工会議所に委託しているが、業務のひとつである経営相談等については、同会議所でも独自で同様の事業を実施しており、委託業務との区別が不明瞭となっていた。

今後は、委託業務の費用対効果を十分に検証した上で、同会議所と連携を図りながら、本市の持続的発展と経済活性化につながる、創業支援や地域産業の育成及び振興に向けた取組を一層進めるよう要望する。

また、同センターでは部屋の貸出業務を行っているが、枚方市立地域活性化支援センター条例施行規則で定める日以前に使用を許可している事例が見受けられた。

今後は、同規則に基づいた適切な貸出業務を行うよう要望する。

[農業振興課]

○農業被害対策等に係る補助金交付事務について

農業振興課では、イノシシによる農作物被害の防止を図り、安定した農業経営の維持を図ることを目的として、令和3年度から農地に防護柵を設置する材料費を補助するイノシシ被害防止対策事業補助金を交付している。

同補助金は、令和3年5月にイノシシ被害防止対策事業補助金交付要綱が制定され、制度化が図られているが、同要綱の規定内容が制度に則したものとなっていない中で、同補助金の交付事務が行われていた時期があった。

同要綱及びそれに伴う事務処理上の不整合については、要綱改正等が行われたことにより、既にその解消が図られているが、今後、要綱を制定するに当たっては、審査部署に対して的確な情報を伝えるとともに、その規定内容の確認には慎重を期するよう強く要望する。

[文化生涯学習課]

○枚方市総合文化芸術センターに係る事務処理について

文化生涯学習課では、枚方市総合文化芸術センターの使用料の徴収を指定管理者に委託していますが、指定管理者から納付を受けた使用料に係る調定について、1か月分まとめて行っていた時期があった。

今後は、枚方市会計規則に基づき、納入すべき金額に誤りがないか十分に確認した上で直ちに調定処理を行い、適切に事務を執行するよう要望する。

[文化財課]

○市史資料室における事務等について

文化財課では市史の編さんに関する事務として、市史資料室での歴史資料の収集、保管及び利用業務（以下「収集等業務」という。）を行っている。歴史資料は、過去・現在を知る上で欠かすことのできない貴重な市民等の財産であるが、これらの適切な収集

等業務には知識の習得や経験の蓄積が必要である。

今後も、継続して収集等業務を行える体制等を整えるよう要望する。

なお、残存している大量の切手類については、保管に伴う紛失等のリスクを勘案し、課内利用にとどまらず、部内及び他部署における活用も視野に入れ、効率的な活用策を検討するよう要望する。

[スポーツ振興課]

○各種補助金の交付状況等について

スポーツ振興課では、本市における青少年の健全な育成や地域スポーツの振興に寄与する活動を支援するため、枚方市スポーツ協会等に対し各種事業への補助等を行っている。補助金交付事業や委託事業については、補助対象経費や補助金額等の妥当性及び効果測定等の検証を十分に行うなど、透明性を確保した上で、同協会をはじめとした各種団体との連携を図りながら、本市のスポーツ施策推進に取り組むよう要望する。

○野外活動センターについて

スポーツ振興課では、自然の中での野外活動等を通じて、市民の余暇の活用及び自然に関する知識の向上や青少年の健全な育成を目的に設置されている野外活動センターの管理運営を行っている。

同センターでは、施設予約方法を変更したにもかかわらず、枚方市野外活動センター条例施行規則の改正が行われていなかった。また、使用料についても、施設使用後に各種教室への参加費や材料費等と合わせて徴収しており、枚方市野外活動センター条例に基づく処理が行われていなかった。

今後は、利用者の利便性に配慮しつつ、施設の運用実態と条例等との整合を図るなど、適切な事務の執行に努めるよう要望する。